

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付をお願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください。)

2020 年 5 月 1 日

「インドネシア国農業保険実施能力向上プロジェクト(現行農業保険実務能力強化及び収量インデックス型保険調査)」(公示日:2020 年 4 月 15 日 / 調達管理番号:20a00056)について、以下のとおり質問します。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|--|
| 1 | 事務所スペースについて(指示書 P22、第 4 業務実施上の条件、(2)事務所スペースの提供) | 事務所スペースについては、「提供は対象外」と記載されております。したが、執務に必要な事務所スペースについては、借りで対応しても宜しいでしょうか？また、借りの場合、費用は本見積もり、あるいは別見積のどちらで計上すれば宜しいでしょうか？なお、プロジェクト(親技プロ)の執務室を、本件業務において共有することはスペース的に不可と理解いたします。 | プロジェクト執務室はスペース的に制限があるため、本件業務において共有することは難しい状態です。 執務に必要な事務所スペースを借り上げる場合は、本見積の中に計上願います。 |
| 2 | 県(district)及び郡(sub-district)について | 指示書では、左記のように県と郡が記載されていますが、これはインドネシア国行政区分上、Kabupaten(県)、kecamatan(郡)と捉えて良いでしょうか？ | 県は Kabupaten、郡は Kecamatan と捉えてください。 |
| 3 | 6. 業務の内容 (3) トレーナー研修の実施 | トレーナー研修を行う場合、受講者(農政局職員、普及員、病害虫検査管理官、ジャシンド社職員等)に対して、交通費、宿泊・日当を支払うこと、ならびに会場借上げ費用を見込む行うことは必要でしょうか？必要な場 | トレーナー研修の受講者への支払い(交通費、宿泊・日当)は、プロジェクト側で行うため、本業務での見積は不要です。 他方、会場の借上費用については本業務での見積に含めるようお願いします。 |

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|--|
| | | 合、想定人数×回数のご提示は可能でしょうか？また、見積もりは本見積もり、別見積のどちらで積算すれば宜しいでしょうか？ | <p>トレーナー研修の想定人数×回数は、下記を上限とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2州 x2 県 x3 回 x 各回最大 30 人 <p>なお、見積もりは本見積りに計上願います。</p> |
| 4 | 機材について | 機材(例えば研修マテリアル出力のためのプリンター、コピー機)、また傭人が使用予定であるPC等の購入は可能でしょうか？可能な場合、貴機構が想定する機材と数量につきご提示いただくことは可能でしょうか？また、購入可能な場合、本見積もり、別見積のどちらで積算すれば宜しいでしょうか？ | <p>研修教材出力のためのプリンター及びコピー機については、プロジェクト供与機材を活用いただけます。また、現地傭人が使用するパソコンの購入は原則認めませんが、リモートセンシングデータの解析等、業務実施上パソコンの購入が不可欠と JICA が判断する場合は、その購入を認める場合がありますので、プロポーザルにて提案願います。なお、見積もりは、本見積りに積算願います。</p> |
| 5 | 指示書P19： (11) AYI保険の実施に向けたリモートセンシングの活用に関する分析 | リモートセンシング活用においては大きくは、1) 光学画像データの利用、2) マイクロ波(SAR: 合成開口レーダ)データ利用の2方法が考えられると思います。SAR データ解析を行う場合、ソフトの購入費を見込んで宜しいでしょうか？また、その場合、本見積もり、別見積のどちらで積算すれば宜しいでしょうか？ | <p>リモートセンシングのデータ種類や解析方法については、それらを選択する理由も含めてプロポーザルにて提案願います。なお、ソフトウェア購入費は、別見積で積算願います。</p> |
| 6 | 指示書P17 (3) トレーナー研修の実施 | トレーナー研修は、対象地域である東ジャワ州、南スラウェシ州、西ジャワ州で各々実施すること必要と思料されますが、この時、中央政府の CP の参画を求める場合、地方出張に伴う、旅費、宿泊・日当を本件業務にて支給すること必要でしょうか？必要な場合、本見積もり、 | <p>中央政府 CP の地方出張に伴う経費(旅費、宿泊・日当等)は、基本的に各所属機関負担となるため、本件業務のプロポーザルへの積算は不要です。</p> |

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|--|
| | | 別見積もりのどちらで積算すれば宜しいでしょうか？ | |
| 7 | 指示書 14P (6)プロジェクト対象地域と成果 1 および成果 2 に係る現場の活動対象地域 | プロジェクトの対象地域は、「ジャカルタ特別州／東ジャワ州／南スラウェシ州／西ジャワ州」と記載されております。また、本業務には成果 1(主として AOTP の推進)、および成果 2(主として AYI の試行)がありますが、成果 1 に関する現場を含む対象地域は、東ジャワ州／南スラウェシ州／西ジャワ州の 3 つの州となりますでしょうか？それとも、東ジャワ州／南スラウェシ州の 2 州のみを対象として、そして西ジャワ州は活動 2 に係る対象地域である、という理解で宜しいでしょうか？ | プロジェクトの対象地域は、以下のとおりです。 成果 1：東ジャワ、南スラウェシの 2 州のみ 成果 2：西ジャワ州の 1 州のみ |

以上